集義外書

ロ仁3
361
9

集義外書卷十九

雅樂解

一 問 古今の樂を考るに上古の樂は詩をうたひて
[illegible]
[illegible]
[illegible]

精神成ぜんと和するの益あり　この故よりして　云樂を作の
声成作へく樂成りてのち人アと五音ともに天地の声しに勝るを
氣血成り流るるあり　雅樂のもとは天地神明の感ぜ
るよりしてなり　和漢
樂を用ひて万を祈りて時をつのりしに　旱ときは万物
長角のはもるしまあるは　五行の声　天地神明成ぜずして
旱水のさかまるとき　五行の氣偏なるゆえに　故に旱ときは温湿の
樂を用ひて　水気のふるひ助く　角を始めに　長角のは黄鐘の樂を
用て　火気を助くるなり　もるものし　天地鬼神をとむる助くるなり　人を
悲しむるに　人や　悲哀なるの声を用て　益なるものをうるふくるれ　雅樂
と同じく人と　和をひて　ものをなるものし　悲なる人をもて
見れば　黄帝三代のことはあるとくくたるに他あるとも　樂のもとやたちくく
静なるをもて　樂の氣象とも　ならるれば　或問　太平樂　新樂　太平
樂は隋唐の遺音也と云アと　云ふあるに　人の作るを見ずして　成月の
作人　なる時代とし　其代の作と云ふ　中興の書とい
樂史以後の説　疑ふべし　付二の樂成　大舞　武といつはり　古有
但又常樂　名もアと大常の樂　序破を失ひて　後に作るとい
るものの　大常　名も後人の付るるに　名ともるは　はもるに
雪化　とうたへく　他の音とは名別し　問今の樂を　大方秦の代の樂
なりとアと　云分　秦の代の樂も有り　世人　秦の代の樂とくふるものは
我朝へ初めて　唐を作へるを　秦人なれば　又音を秦音と云ふあり

九二十四絃を二列ふして十二絃となりしを秦人心ゝ
の私をもて一条をも加ふるなり伏羲氏初て五十絃の瑟を作りしに
絃の人こゝに成二十四絃を二列ふして十五絃の減
ありしなり　秦人甚簡略なるを又二十四絃を二列ふして十二絃と成
絃二十四絃十三絃ともふ宮高角徵羽の五音備りて同しなるを
角変宮と成上調下調を変徵変宮あり　十二声も有く
ものなり　月令に見たり　条減　八絃絃声略也　後の人
こゝを作るなり　唐太の時に成て　唐太の時に成て
〜　或傳云隋唐より以来の楽を皆淫楽と　古楽はこれ亡
今の楽を用ひべきものなり　亡と云ふ　　　

[illegible]も有べし　今の琴の声ハ[illegible]しなへの[illegible]あるべし　上古の琴のさまハ
他の糸竹に[illegible]きこゆるとて独[illegible]ることもしる声なりとなへて今の琴の糸
の[illegible]ほそく[illegible]ハ[illegible]の調子ともあけるなり[illegible]　琴よりの調子ハ[illegible]
[illegible]しこれ琴の[illegible]の如くあれ[illegible]　[illegible]の琴のかたち
[illegible]うつ[illegible]て琴ハ[illegible]ぬ声[illegible]　[illegible]と云
人[illegible]　上古の琴の調子と[illegible]　当用のあきとも後世あまりと
大事とし[illegible]秘[illegible]　[illegible]後世[illegible]
[illegible]は第琵琶笙笛の楽[illegible]　[illegible]
琴とやさ[illegible]　[illegible]琴も第[illegible]　今[illegible]
[illegible]　今の琴[illegible]後世の[illegible]　上古の声[illegible]

[illegible]　[illegible]の[illegible]　[illegible]
云[illegible]　[illegible]　[illegible]
楽人[illegible]　[illegible]
古楽[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]

上ゝ元宮の声ハ主とうとく次第事あまて民間なる民事如の俗なり　今の
琴声ハ御責し見君の徳と考へ　ハ其
ゆくちうゝ　そぬるとるもの　光の時中ちうゝ　なり　歌
初てうゝとれ君をゆくゝ　ゆくもを別　日用俗食の思ひ
　てけるこの　ちうゝ人ゝあふ　琴をかるゝ　ゆくもあれ其上声ゝ
宮あまは琴琴ようゝ成男ゝ　今の中国朝鮮の楽思ハ倍又
高て日本の俗楽のてゝなるとうゝ　問正ゝ　伶ゝなゝ　詩
の意ゝなる　今の楽と西楽なりとの為ある物なや　云宮高角徴
羽ゝとなれ　西楽と同ある物と知ゝ今の俗の為ものうゝ　ハ　ゆくも
五声西ゝ　ゆくゝ民雅事ゝ五声西ゝ　ゆくゝ律呂俗ゝ　後世通ゆくも

生質　音律ハ質用なる人乃ゝ　ゆくも楽と男ゆくは代成俗て詩楽
ハ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ
ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ
ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ
ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ
ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ
ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ
ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ
ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ
ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ
ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ　ゆくゝ

始たまひは清盤[illegible]毛よ[illegible]と四第に和して宮に[illegible]
[illegible]と後世のうるはしき[illegible]を宮に高の人[illegible]高ようつよめ君位と臣のわかるる
故よ音四[illegible]と[illegible]深者の[illegible]第八条人[illegible]
[illegible]藏[illegible]すの[illegible]の一声河圖の数よりなる一六二七三八四九
五十是し竹笛八五十法二十五法十三法[illegible]五声一変よ変
して一声のこ[illegible]を八倍和膠の象し一年をたるもは声十二六系
一声ちまは声のこ[illegible]和[illegible]所は明[illegible]楽八月と[illegible]
の和音し其の月をおのれ[illegible]うし[illegible]月[illegible]のこ[illegible]日
月音楽[illegible]あるのあ[illegible]和の和[illegible]麿と同[illegible]の象
[illegible]の後小[illegible]して一年よりは秋[illegible]秋月の[illegible]和[illegible]

[illegible]して中立[illegible]明白[illegible]して[illegible]の象し八声めくりて宮を相
[illegible]は四季の月の[illegible]八音なるもの六系八宮より初て
宮の序を改令君[illegible]君の序[illegible]宮の系[illegible]の[illegible]
[illegible]は宮の位[illegible]の変地 問何[illegible]宮[illegible]和
[illegible]云[illegible]後[illegible]君[illegible]の宮八[illegible]
[illegible]吟[illegible]して和[illegible]君[illegible]
人[illegible]人[illegible]
[illegible]楽の宮の三[illegible]
[illegible]宮[illegible]の所[illegible]の[illegible]
[illegible]

[illegible]

問何さら和歌を宮ふとふ　云うたのかう

らとゝふ　和歌を宮ふ　次声　和歌うるゆへよりものうれたる

もて人のうたなるゝもいとし初めは祝ふの吟もうるとまて久しく吟ハ後ゝ出来

ゐたるゝ　今のうたゐのゝ中ゝてゝうゝ[illegible]の吟ハ海ゝまゝ平家まひまへく

今のうたゐのハ大方武家の代ゝ出来ゝり　小哥ハ時代ゝよりかゝる

ものゝ風俗ゝ也　小哥の始ゝ海風ゝ民ゝ[illegible]

平家ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ　問平家ゝ[illegible]ハ

なゝゝみよゝてゝ[illegible]　云平家の音ハ九世の音に似ゝり

久ゝの音を亡国の音ゝ似ゝりとゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ時代の声ゝ後世

甚音ゝ似ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ時代の音

平の清盛ゝ威ゝ[illegible]ゝて海の和歌ゝり武家の代ゝなゝり武家の代の

ゝゝゝ平家ゝ[illegible]ゝの始ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝて天下を[illegible]人ハ武威ゝ[illegible]

軍なるゝ[illegible]ゝ諸侯の交ゝ[illegible]ゝ人[illegible]ゝ[illegible]ゝ君の

威ゝ[illegible]ゝ次平家と祝ふのゝ[illegible]ゝ代を[illegible]ゝて天下をゝ[illegible]ハ

次和ゝ[illegible]ゝ諸侯の祝ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ君威

の実ゝ[illegible]ゝて[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

角ハ民ゝ[illegible]ハ[illegible]ゝ世上ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

ゝ民ゝ国家の象ゝり　君ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

ふる声ばかりなるを淫声とす淫声の中にも彼ハけうらの歌
平象うたひ琵也樂の調音ハ琵琶第たりてハうたひ物にして今を琵琶
第も人さうを所さうをて自然たるに其のうくるに秋の蟬にも自然の吟
聲発也ひとんや人の心知あつくして情思深しうたひものたりて物
後世の君臣の為しうたひつまりて自然の雅聲の如くもまたハセ発てハ平象
うたひ物なりとは雅なりとはうたひ物なりしかしても心の物の心
今婦人の病人なきも小音ハ風くらうたひ物にして琴琵琶とも
さまに唱音もうたひうたひハ婦人の似合ハ情とのみさきうたひ物なる
問今小音ハ世にもハ嗜風ありと知りあるもあり
くるものとも五音のうちにもうたひ物にして其しまうたひ

云小音ハ宮いにしへ比れるものなり宮ハ高きすハりて
徴とそるるを利て情感法きの象し又羽めるし色物のたるし
物のたりたるハ強奮し君ハ君位なり象ハ紀綱ゆるまりて れこるを長ぬる友
たりなり小音ハ濁ハ高きものなりまは世にも淫風と知り
問小音の羽のめるる風俗ハ何をや　云羽のめるる風俗ハ
物なる声し物を物し先にたるなり万事分るるてうハ羽のめるしこまて
うりて士気くに民困窮ぬ羽めるる時ハ角にうるるとなるなり角ハ民
し世間ひとうる時ハ民困窮ぬ　問ひとうる第の小音ハ
ゆるるに　云平調のたるに成用ひ角羽の系めるし羽のめるハ小音の音
めるるし角ハ小音のうめるるに音強めるるを

水さへんのわたし角は民と民の字しゝ者しゝむ家と世ゝは官の系よりも
ゐしゝ行くしゝ第二月七月よりあり二通名のゐくしゝそれゝゝあきの象
し世俗の小奇よりもゐゝゝ行くしゝ上ゐの字とゐとれいその句きまを
て同しゝ小奇なりきしゝ其声多のゆゝゝゐ抵ゆゆゆし上ゐの字ぶれ
てゐらゐの業をするゝゝ行くしゝごとゝ世ゝてゐ流浪人多も
其意なるゝ

一日和の律の調ハ角一律なるゝゝ行くしゝ今の律の調ハ
なしゝ行くしゝゐ調りなる音律なるゝめ氏あるゝとハゐ宮なりとゐ人
有り秦の代より初てゐ行くしゝ人日本にあきり中世て名人の宮えある人ハ
左方調きり始皇悪政をゝ名ゝゝゐゝ故ゝ日和の声ゝ多て意ゝゐ抵ゝなを

しゝて教ゝゐゝなるゝゝ二通俗ゝ意しゝゝゐゝゐゝ人ゐゐこゝゝゐ士と民
とのゐをゝゝ日和ゝ士ゝ民とのゐ名ゝゝ民ゝ日和の士民ゝ士ゝ王孫ゝ
性をゐりしゐるものゝ天神の孫なるゝは士と民と異ゝ同ゝ民ゐゝ正先ゝ士角
のゝものは民と庶列名別ゝけ他のゐゝゐゝ故ゝ高角の同二律へゝゝりゐ
声有り声音の遺政と西氏ゐ百年けるたこりゐゐゝゝゐのゝ
はを高角のゐ二律ゐゝゝ多ゝゝ角のゐゝゝは高ゐゝり国窮ゝ也ゝ
名と農とゐゝて民国窮ゝ高知なるゝゝゝ或問ゐゝゝゐもあけ
の石は宮ゝゝゐゝゐゝゐゝ云抵掘ゐゝありとゝゝゝゐゝゐは名の位を
易ゐるあゝゐゐゐゝゝゝ同日和の声ハ角一律なるゝゝゝくハゝゐ
士民の仰ゐゝゝゝ声音ゐゐあゝ伐抵有ゐゝ云あゝゝゐ

こ〻の律書のごとくそハ今のうつしもてハ角をうつしたるものなり第七ハ
へて今のうつしをうつしてうるよ律書の志〻ハ角をうつして如〻ゆゑに
平調のうたものいつまも律書の角をうつしたるハ也一律をかゝれハ
如〻ゆゑに考へ合ふ〻〻ハ今とかはりとうひちの宮高角徵羽を正
〻くもけ所ハ日本の声の生ずるなり　或問俗楽所よ
呂律とつゝ合ふ〻〻ハ色何とゝ有者人如りしゝ如きハ志りとかゝ〻〻とへ
ゆゑ角徵の間よ二律へさて考るゝ所を作て如〻ゆゑに分ハ
ゆへ〻〻さまと日本ゝてゝ物よ於ゝるゝ考ハ物ゝハけつゝ
中世の律書の志〻へさてゝ物〻ゆゑに色有りて作てなゝ
ハ四風よ有ゝるゝ者別のゝ〻ゝし日本のこゝよ考て物ゝ呂のゝゝ

如〻あるとゝ物ゝ中ゝゝとゝ律呂の学あるゝ〻〻人ゝとゝ作
て如〻さはゝ者ゝゝゝ而ゝゝ中世の風のゝゝゝたるゝ而あるゝてゝ物ゝ出
ゝゝ物ゝゝ作る楽の呂律とつゝ而ハ黄鐘調と呂の楽ゝ〻〻ゝ如ゝ
今黄鐘ハ律の調なるゝゝ十二音を十二月よ配ゝ月林鐘ハ呂よ高ゝ林
陰を宮ふ〻〻て黄陰の楽とゝゝ黄鐘ハ平調ゝ〻〻律の楽なゝゝ
林陰ゝゝゝて呂とつゝ〻〻ゝ物ゝ考ゝゝ中ゝゝて黄鐘の楽ゝ呂とゝ不
〻〻　問祝ゝ平調の如〻〻宮ゝ〻ゝて〻ゝ陰ゝゝ何ゝゝ　立平
家ハ宮よ声のゆり有商〻物ゝ〻〻ゝゝゆりゝるものゝ実よ宮のゝ〻ゝる
よあゝ祝ゝのふ〻〻ハ声ゝゝゝ和ゝ所ゝゝゝゝゝて物ゝゝゝゝゝ実よ
ゝてゝる宮よあゝ祝平家祝ゝゝゝよ宮のゝゝゝゝゝゝゝゝの如〻〻ハ宮の

信濃よりうつさせたまふセしを和したるまことも宮殿より信を参らしれハ真の和のあれハ今殿のまうる信の
うせらるるものハ武家の代とかなりて第四番出来るものなり其中にて幸家の
ふしくにきう其ハこうしのふしくに出来ることとそれ先祖の吟
れこうして後ろくとそれらうる仰しまひハ武家殿の君より出来る始しなる
しくに宮ふくきうしくして羽ハめられ宮の幸とうるハ小寄ちも立れ
小寄ちに飛めきとも まのちめ仕 問何なる殿の家とハ何や
立殿のちまこ殿れなきまれ君なきまこ 羽のめこうハ殿のを参狼ち
参まこして れこうるのあこうれこの第ちるを君はし 問殿のは君なこし
宮ちこ仕ちも立あ屋こ仕、一向宮なる殿 立宮のこさる

うちのこの多しこうこれ又宮をこうそれハうきに殿れこの仕されるけちを
も宮ハあるる殿ちも持中あるて宮信中待ちまこうう政今四ちれ幸の信
中ハあるるしこうきうしの始ちも四のこうしハ命ちるこうこの方ふ
が宮あるる其信の小寄ちれのちれ中ちまうハ方ちこうハ小宮方ち幸若よ
りハ第の始しこうくしこ 問世ちる方ちこうちといこうこの方は本方ちこうハ心
大ちこうくしちの幸若ち中子ちの初めて初めるものとこうこう 立幸若ちの
殿生しまのを始てうこうまして後ちしくとめこう方ちこうハちまひこうるハ幸若が
第の始しこうくこ 万のうこうひちの初ハ始こうこれ後ろと潤色此ち
ちのしちこうくハ此ちるうり幸若ハ潤色ちこうこ 始ち第の始しこと(イナヲシ)れこうこ
幸りと知ちとこ流なる殿伝流の宮ハ色ちこうして和なこうこ幸家ちゆ

[illegible]て宮とせり[illegible]祝部の宮のごとし小事は一向商となりて代をかへ移り
宮とて八音の記録を知らざる者と実に宮と高辛氏所をなすべく
代を移さるべきは平家のゆゑなり

一管八商一律なり水をもてこれをなす人事用
[illegible]なり[illegible]なるべし商八[illegible]は一律なり出
八[illegible]なり[illegible]なる象なり万物ゆるがしの声なり人も知るのゆゑ八声
なるべし人をもてこれを声なるものなり故に十二律次第これをなす
次第三声なるべし通清と宮とを黄鐘と宮とを中とせり故に
物なるものは長なり故に長を宮とせるの類なり

一角八木なり羽一律なり物を木なり羽は民国[illegible]なり
羽なるべし物は木なり八民国[illegible]なり

一宮琵琶第一なり[illegible]ゆゑ[illegible]あり[illegible]合奏[illegible]智
皆門[illegible]なり[illegible]の事なり[illegible]比異ふ[illegible]和なるを太門と[illegible]
[illegible]て和なるを小人のなり

一第九呂のなり[illegible]上古の風なり四八宮徵羽なり伏羲神農の君なり
なり[illegible]君なり[illegible]事をなり物を始しるの象なり[illegible]なり後八宮商角徵
羽の次第なり黄帝堯舜衣裳をなしきて天下治の象なり　問宮
りも徵羽なるなり何ぞや　云天地の[illegible]なり万物なり万物なりて事
あるべき事あきらかなり君なり[illegible]なり君と立てり事物なんなる[illegible]

一　問曰の調は宮商角の三律のへてし律の調に異なるは何故
云ふて曰の人を為こしへ物て男しとなる調子なるは乎為こしの
律のまことふしして角徴の間は二律あるし
一　平調を物部の神代人皇の時のこと　始より君と臣と分位しと又
古歌は宮四月の律し三調調て盤し上調子の長し故又常楽も平調
あり一は師保の官し上されるとへとも勢ろしふふして声こしの人臣
なるもの也し
一　盤涉調は冬の調なし一調より生ぜるとも黄徴し冬と春とふ
調と為なるもの也　春と夏とに分りて徴なる故に柱立やのこと　上古
古子とへとも涉と相ゆつまるを又君在時の礼し物なるを古代花
冬こそ雅涉の楽めこと　七とりは雅涉の楽は昔の位の象し
一　黄鐘調七とり角は君臣民とも事物なし夏の声なるはなると天下の事
農とり大なるなり　夏三月は農業の急中なる所も山も事なる
草木を為りこして物なるの象し
一　楽は東し仏の事　仏は一し苦とこもむき器し乃ち事の　むは雅楽し
事の　むは清楽し
一　笙は大臣の象し　竹とりなる也　相竹六一反高は竹を中もの級し笛
篠笛は大臣の象し　竹とりなる也　笙は大臣の象なる　篠は
笛篠は諸官のこと　三角やなるぶれは事こしのほれは大臣なり
なるとうけ也　四とりなるこれ節にて　一人なる氏　五人なる氏二人

三人まてはあるものとかくこたへてハ故人多くあつまりて武士ハ[illegible]
[illegible]すくれ故人多くあつまれ神風ふうこ[illegible]
造せるの象と[illegible]笛篳篥も宮より出てハ法と[illegible]
婦男女の象の如し西洋ハ易簡なるを体象のいとゆるやかなるの象
なるハ事中ちくしかれとも大事ハ化して小事ハ[illegible]なるの理

一和同平調黄鐘調盤涉調を律といふも壹越調雙調を呂といふを何そ
云ふ一人の律呂をいふ十二律ハ律呂有り六律六呂ハ[illegible]
律呂の名ハ日本人の云なり壹越双調の声ハ[illegible]故に呂といふ
平調黄鐘盤涉の声ハ急なり故に律といふ[illegible]
人ハ声よりのなるを[illegible]やつてくる日本人て調ふなるを

やつてくる事なるを中夏の名ハ角徴の名に二律なるを
て日本の音ハ商角の間に二律をなしてそなるを故に一双調ハ中夏の
調ふして平調黄鐘盤涉ハ日本の調なるを[illegible]日本の調ふして
湯ゐ故に日本の調を律といふ中夏の調を呂といふるを
者人一和中夏の黄鐘盤涉平調の調ハ今の調なるハ中夏の調ハ
変徴変宮あるて嬰商なり日本の調ハ嬰羽嬰商あるて変徴なり
故に変徴変宮ハ中夏の云ふして嬰羽嬰商ハ日本人の云なり人と知る
とこ弥し

同日本の音律ハ変徴変宮の声なるを[illegible]音
[illegible]ふの事なるを[illegible]

云今日本の楽[illegible]
変宮変徴の律ハあり壹越調の時ハ南呂より黄鐘へうつる二律[illegible]

て声和するを変宮と云故に黄鐘は
変徴と変宮とを兼ねる也 姑洗は林鐘に
続宮にして声和する故に変徴と云故に雞賓は
双調は変徴と変宮とを兼ねる也 姑洗と変宮とを兼ねる也
うつる音にて変宮の乃理を兼ねる故に
人情の達しるまは見たる方にて諸侯を客とし
親しく君臣の分を立て人情の変を知て情感ずるなり
仲哀神の事に成ぬ大将として九州よりかへりて変宮の道
理を中臣に授て素王伝授せしも右親王にて有て其のしめを見むむ
あることあり大将と云は我と敵する者なりとかへりて親しく

むかへ給ふ伝授の事なり 平生君は下すちかづき給ふ君
臣人君の信を執ぬ 君は次第に考へ 考へる親なきを
下の心成 考へれは下知の岩屋 君臣和して 親しく親 孔世となるものし 変宮の理
たるなり 変徴の乃理も又 改る理 徴は四象のうへ 変宮の理
強きこと 時雨のごとくして 精を以 我に かかるあと 永法は根本 親しかるに
ものなる理 変理にして 和 二合 二音 変徴の理 変理 変宮 而して 変
理にて 事 乃 ハ 理 知る 理 ものの 物となるものし 黄帝 堯舜 其変
理にして 儀 ものし 物 理 問 物 宮 ゆき 角 宮 徴
ゆくも 変宮 変徴 なるべき 云必しも 時 有 しかや
ゆきしるに 中 ものの 理 物 有 ものし 有 有 有

[illegible]

問響羽響商ハいかん　云響ハ物のこゑ紀し物のこゑ紀しく清濁なり昔ハ高羽皆こゑ紀なり是ハ[illegible]

平調にて姑洗ハ仲呂よりも黄鐘ゆゑこまゝ律の調皆こゑ紀物のこゑ紀を声こゑ紀　黄鐘ハ宮紀この姑洗黄鐘ハ宮紀の物し宮紀ハ黄鐘の半声にて濁声ハ商羽ゆゑ紀なり用ゐる一律ゑ也[illegible]も有し物ハ本なる和と声紀なり　めゑハ本なる[illegible]ハ清なり[illegible]ハ本なる[illegible]ハ[illegible]ハ物の本なるハ清なるゆゑ甚律ゑ[illegible]めゑ紀を清をふせ[illegible]強なるゑ[illegible]

[illegible]

一壹越調吟平調勝絶下羽調鳥籠黄鐘六鳥磐盤湾神仙

上五十二ヶ調の名し　ハ十二調有し　今十二の律付ハ名分る也

あやまりし黄鐘を呂を夾鐘姑洗仲呂蕤賓林鐘南呂射

鐘黄鐘を呂十二律の名し　問黄鐘林鐘を生し　林鐘を夾鐘を生し

夾鐘南呂姑洗を生し　姑洗鐘黄鐘を生し　鐘黄蕤賓を生し

蕤賓を呂を生し　を呂夷則を生し　夷則夾鐘を生し　夾鐘射

鐘を生し　射仲呂を生して　物を仲呂ゑ　仲呂ゑ　[illegible]

皆八ゆし　[illegible]　八月　[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

あるまでなるべし人の呼吸も入る息のごとくなるべし
神なる息は書て新なへるとなるまは書て新なる生成の理行なるべ
しとなり　川の流も山沢気をなして神化なり生ずるまで海に
て潮となるべし潮汐のごとくなるべし則あの生滅なりあるべしこれ
なるべし所なりて吹なりあるべし地の脈なるべし又伸長なり生る律なるべし
吹なるべし別に又黄鐘有黄帝の時天より降りたる黄鐘の律定まれた
るは天時の天地人の定まるべしなるべし　黄鐘人なるべしなるべし今の
よりなる黄鐘あるべし　問十二律は九寸と九寸なるべしなるべし　答今の
九寸あるべし　然ども物と働なるべしなるべし　問十二律の長短なるべし
へるべし今十二律に二度あり一度は中律なり一度中律なり一度は中

間の宮の弟子なるべしは糸の長短なるべしなるべし二三分の長さあり一分
成二三ふしして間なるべしなるべしなるべしなるべしなるべし耳にきこえなるべし
分のなるべしは大なるべしなるべしなるべしなるべし律の行なるべしなるべし
なるべし竹の管にリンゼウノなるべしあるべしなるべしなるべし別の行なるべしなるべし中律なるべし
なるべし行なるべしなるべしあるべしなるべしなるべし又なるべしなるべしなるべしなるべしなるべし
て知なるべし　問音は尺度権衡の法なるべし寸分リンゼウの格法なるべし
何なるべしなるべして中律なるべし　上下なるべしなるべし　答今のなるべしなるべしなるべし律なるべし
て楽なるべしなるべしは静なるべしなるべしなるべしなるべしなるべしなるべしなるべし楽の後人気なるべしなるべしなるべしなるべし
音の気味あるべし故なるべし中律なるべしなるべしなるべしなるべしなるべしなるべしなるべし今のなるべしなるべし律なるべし
音なるべしなるべしなるべしなるべしなるべしなるべしなるべしなるべしなるべしなるべしなるべし楽の後なるべしなるべしなるべしなるべし

故に中律をもつて知るべし　三音のうち和する
て中をえらぶべし　明堂の三音のうち和せざるを又中をえらぶべし
中律とは五音のうち和するを中律とす　今の三音の
律の中より中律をえらぶ　中律をもつて宗とす
すなわち紙和して和気流通す　宗の後半の一九九九　今の
九九とする律を四十千年も宗の人を惑わすべからず　四五千年も
後の人を惑わすべからず　黄帝軒轅氏の時に鳳凰舞遊り雄を鳳と云
雌を凰と云　天地太和の気の化して物を化して
天地の化育と物を生ず　万物育して三才和して天
地人の家を和す　鳳凰黄帝時に来る　黄帝は鳳の変
あり　鳳の変は六音あり　賢君倫を命じて嶰谷山の解谷を
雄鳳の変を視て陽律とす　黄鐘を太簇姑洗蕤賓夷則無射也し　雌鳳の変
を視て陰呂とす　大呂夾鐘南呂林鐘中呂夷則也し　陽陰を如る
十二律とす　黄鐘は子の一陽に生じ十月の声なり　十二の宮とす　黄鐘の
竹九寸あり　宮中に秦千二百粒の十粒の長さを一分とす　十分を寸とす
十寸を尺とす　十尺を丈とす　十丈を引とす　長短の初し　黄鐘の竹に
入る秦千二百粒を一龠とす　十龠を合とす　十合を升とす　十升を斗
とす　十斗を斛とす　二十四の初し　又千二百粒の重さを十二銖と定
免こと二銖にして一両とす　十六両を一斤とす　三十斤を鈞とす　四鈞
を石とす　二十四銖の初也　その分万事律呂をもつてするもの

始よりの人〻六音十二律を調て乱を収め一切を治め光政教化の本
なり

一 或問伏羲氏の時すでに五十絃の瑟ありと云へり十二律の声なくして何を
用ひしや　云音声のもとは黄帝の物の長短を指と其間
を測ることを為すこと三光の象を以て分量を
知り聖人は自然に知る所也 故に聖人は黄帝風風の声成を聞て
うつしたるなり 聖人も音律を知て中和の徳を養ひ十二
の律行を定給へり 鳳凰は鳴て正しきを知るなれうつしとるべき
物なり 四方より十二律の分内なり

後世の人〻黄帝の宮と云ふ〻始成る一〻を黄鐘一〻を宮音の
十二声八音にして五調出生する也 或問黄帝の宮室も
なく人民穴居野處なり黄帝初て宮殿を作り給へと万の律
呂の作ることのみなり　立太〻のものゆゑをもこれ
を論ずるとて半〻宮室より面白き分寸尺寸〻〻〻〻〻〻
律呂ようつて自寸尺宮室にて後宮室も作り出すこと律呂より於る
よあるべしや 天地にて衣服もなく 本の形をなすと歌の作と是有り黄帝
の后嫘祖始めて蚕を養ひ冠を作り 日月を織 衣裳を為りぬ
るを初め 女色を初めて 女りとの宮も作るを古へ二つ三つも
天気をうつして風の声をのべ 宮星をとんで 四時十二月の移り

やうなる成るまでり次第まで人の知見考えなくなりて四季を分てしたがひ
の時成あやまりなくなれば寒暑大旱或人の災害を生じて暦を作りて発明
天の氣をうかがひ知る大日つまり十日をもつて七十二候を一候として十日を一氣として二十四氣あり七十二候二十
四氣成ぬれば四時行われ年をなすこと暦数のあり是七十二百五
七十二百秋七十二日冬七十二百合て三百六十五日なることを古史
今来土の五行の氣のめぐりまわる数し一昏旦より十二時なり一年三十二月者
十干十二支のまりまるめぐりまわりて三百六十日より六の甲子成て
運氣を定る四時成あやまりなく十干八甲乙丙丁戊己庚辛壬癸
ことごとく五行を陰陽あるなり十干と名付十二支八子丑寅卯辰巳午
未申酉戌亥是を名付の形と姓とを星を似ることを以て人の知るべきこと
を名付名付りて天より二十八宿の星を分て日月の中を巡ることを
まれ天を廻りめぐりまれ是和合をなし春秋の名数をなし紀
時を知る年の廻る定まることを成地より名付て二十四方と云二十四方八十二方陰陽
の名ことごとく十二支と八卦と天地を定なるまれ地の静なるようにて東
西南北の十二支成定まれば二十八宿と二十四方とかりなり是
二十八支あるべきなり二十四方とあるなり天のかたちより地八方と方なるものは倉な
るものの角と四方なり陰陽十二律も此陰陽は五音と十二方をもすべく
五行をなしめぐりまれ生じて水花になりて水を生じて
木花になりて生じて火花になりて土花になりて水を生じて金花を生

斗を以て用成なりこれ相生なり五行の次第は水火相生めぐり
相養ふこの〳〵参和うして渇を和し飢を和し刀を作り金木相生めて箭を切
り屋を作り宮を造りなり〳〵木土和うして五穀成生〳〵水相うして民民
久〳〵生を成す雄を生めば五行多くうして用成なり耕作も
主を久〳〵生成ハ水金〳〵水を以て苗を養ふ〳〵日月を以て長成す金鏡を
造るこの〳〵命も土のまとをめぐり合陽と成り渇よりあをの木を以て養ふ
の宮商角徵羽の五音ハ五行の生成なり是ハ皆天地の用〳〵
木火土金水ハ五行の形象〳〵宮商角徵羽ハ五行の神なり〳〵神あるとく
後形象あるなり律呂宮五方〳〵万物の用ハ

一 或問雅楽ハ宮より初て宮に終るとハ宮中ハ何ぞ五音楽とハ宮中ハ何ぞ
ものあるハ何ぞや 云ハ〳〵〳〵ハ指法なり〳〵宮の位〳〵五音ハ初
ハ宮〳〵後ハ五常〳〵の序〳〵徵ハ〳〵〳〵〳〵ハ君なり〳〵君ハ宮〳〵徵ハ
万物あり万物ハ事あり事ハ君なり〳〵ハ君なり〳〵ハ君なり〳〵ハ徵ハ
〳〵〳〵宮〳〵後ハ宮の位〳〵〳〵宮〳〵後ハ宮〳〵後ハ事ハ君ハ出て
君〳〵宮〳〵〳〵〳〵

平なるの義にして上下男女日徳をもつて礼義の風俗となる時人合陰陽なり
陰陽和して時雨ふり生育の功もしるべし
問人の生るゝは時に腸をもつぶ何ぞや　云人は活物なり盈虫消息
門戸をもつて次第に気活なくして人間一天地のもてるなり
故に時腸をもつぶして生物叶しぬ　問哲なる時は時煙をもつぶ
何ぞや　云哲は明にして上の位なるなれば君子進て小人退き文武礼楽の
政行はれて和気のもとゝあるゝなり故に宗
生ずるの功なり　問婚なる時は家を治ぶ何ぞや　云婚は
義にして親密の意あり知恩なるゝして家を治ぶ紀綱のもとなり男女
故に夫婦の人倫時をもつて義を熟して五穀を熟す

問雷なる時は時雨ふり何ぞや　云雷は陽なり陽は
風人也なり物に入て温をもつて雷風おこりて物の留滞を開く故に
先王雷を以て教令を深く気を農にしむ農業の師代の風十雨風
枯をもつて百土をもつて万物生ずるなり五穀を熟し人を養
の徳神明の人をして天地万物の人倫を生ずるの功なり人倫を生ずるの
義なるの所をもつて人倫をもつて知れり
見聞の安ばさる所の思慮微の地を極めて四海知るの人は聖人晨神
知人知己知天知人仏の音を聞くとき知ることあるなり
孔子云由の瑟何ぞ丘の門に在ずと門人と語もつて勇を勉め知仁勇は
知人の徳なるを好むはすなわち瑟の風音を殷代の声あ

[illegible]故よりて[illegible]人なき[illegible]琴瑟[illegible]を[illegible]知[illegible]
陽徴[illegible]聖人[illegible]聖[illegible]声音[illegible]聖[illegible]聞[illegible]
[illegible]及[illegible]　問[illegible]声音[illegible]聖[illegible]仏術[illegible]
動[illegible]　己の過成人[illegible]　仏思の高成良知[illegible]人も第の凡音[illegible]
奉　琵琶のもちあつかふ[illegible]　仏術
[illegible]　[illegible]の[illegible]　向肅又哲謀
聖のうち[illegible]及[illegible]　聖は[illegible]　云書云肅而貌
事脩貌澤水有時雨之類應又而言事脩言揚火有時暘之類應
哲而視事脩視敬木有時燠之類應謀而聽事脩聴收金
有時寒之類應聖而思事脩思通土有時風之類應この聖人

聖人の[illegible]仏[illegible]の思を[illegible]仏[illegible]
[illegible]　問狂[illegible]　狂[illegible]肅の反　肅雨[illegible]
狂[illegible]　云肅[illegible]　[illegible]の[illegible]故[illegible]
人[illegible]故高[illegible]敬　人気[illegible]風[illegible]
問僧[illegible]　[illegible]火の反　[illegible]暘[illegible]　云火暘[illegible]
時暘　僧暘[illegible]　人[illegible]
[illegible]　故[illegible]
云[illegible]猶[illegible]天運[illegible]
[illegible]　問[illegible]燠[illegible]
[illegible]平[illegible]
[illegible]　紀綱[illegible]万事[illegible]
[illegible]道[illegible]世[illegible]剛悪と柔悪との二[illegible]

剛悪なる者は多く悪しく[illegible]強梁にして[illegible]悪とハ
いふべしこれは[illegible]人心我まゝにして風俗荒廃し
ともに博奕の結うすくなりて百姓富みて士貧くな
り西郡の主といへる博奕は義を[illegible]信を士貧く民
困窮するは人皆利を博奕もて義を忘れ人心のあしくなりゆくなり
[illegible]人心あしく気時なる故煙瘴の気強て夏の暑秋に行て[illegible]
[illegible]

問貴国の西南行[illegible]穀実の[illegible]
[illegible]出来多し　問貴国の西南行[illegible]
[illegible]

云故有り南人[illegible]

気の化する世中紀綱ゆるまると人心[illegible]
[illegible]強者[illegible]小
なる南の気少なく暖気[illegible]気すく[illegible]
人すくなく気[illegible]草本[illegible]
[illegible]
[illegible]中夏も周のあり[illegible]
第の地[illegible]暖気[illegible]故に俗に南[illegible]
人心の[illegible]　問其時[illegible]十月十二月[illegible]
何ぞや　云士民困窮の気の感ずる所[illegible]時[illegible]
[illegible]　問[illegible]
[illegible]　云紀綱ゆるまり[illegible]長[illegible]士民困窮[illegible]
[illegible]戦[illegible]は殷代の気流行[illegible]
[illegible]用て強者の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

遠国に於ては山の気流行して暴風ありて
同元禄の九年の水あり湯の代は七年の旱あるべし何ぞや　云天地の
必然の理あるべし和ならざるの相あるべし法花は海内の必然の理と元禄の
水旱は和ならざるの相なりこの相の変あるべし人倫を乱むべし故に天地元湯
を生じて三災消滅せしめんとす元湯の人あり水旱なし　水旱のあるは元
湯生ぜざる聖人の天地の交を法しむるとは神楽なり大なるかなりと云
一第の条に河図の相なりといふ世界のうるひそのく宮のふるまひの云は
近江の国河合村の賛と為と云ふと云ふ付て考ふるに毋丹年
と記賛を多しとなれども字同なく異なる世界なるべし
みぬきは帝王の示はなる法なるべし
楽音は音あるべし此の庭の庭とは賛者の名を
くるべし　音年を為すべし
一天地の化工を盡すとも聖人ならざる道を神楽と大と云ふ造化の功を
ものあるべし聖人の天地を法ずる道を神楽と大と云ふ造化の功を
て乾坤生ずる故に聖人生ずる則ち礼を制し或は作る天地の間万物
生ずる和気の流行あるべしとあり故八楽は聖人ならざる人
物を和せざるべし生ずるなり　人物和せざる時は声和せざる和なる天地の
和気違ふ天気時より地気時のあり法湯和合して万物を照姫霞言
東門は礼と和は楽と水より生ずるを違して東方東　服翼あるべし
ある礼賛せるものなるべし　服とあて伏してあて

先聖王のこれをけ[illegible]して[illegible]音[illegible]をあらしめ地は形をなし
あらしめん五穀をうゑ万物の生ずるは天地の和気をうけて智人の和化をうけて
生ずるなり人気の天地神明を感ずるなり[illegible]琴を弾ずるあり
蟋蟀の悲鳴をなすごとく琴音をうけて穀声あるときは豊
琴よりあらはれ人を感ずるなり[illegible]人や天地鬼神にあのてをやはり道政の
感ずるなり水旱の應あるは古今ともに逆政にして悪政のなすところ
生徒[illegible]して音[illegible]人心をうけ[illegible]感天地鬼神に急して
妖気生ず人心善のあるときは天地の気を動じ疫疫
をうけるものも常をこゝろあり善悪の人を感ずること窮なくして
人物を化し天地を滅して人鬼災害をなすなり

[illegible]はよ世[illegible]人を感じて逆気をうけ[illegible]異時あるときは
疫[illegible]風雨節あるときは節あるときは世声の逆気を感
ずるものを樂記に云治世の音は安[illegible]して政和ときは於
時[illegible]して風雨節あり五穀実る[illegible]人生疫疫[illegible]十四の音
哀て思ふ民困[illegible]はは於[illegible]の気孔まて風雨節あるに五穀
熟せず人疫病多[illegible]又衆ありて孔子問て懐[illegible]知[illegible]はよ事う
四[illegible]人年[illegible]孔子の[illegible]は節なし節なるは或は[illegible]あり[illegible]
のものは奏て淫[illegible]音のものは国衰[illegible]哀淫気天地を感して
五色の気生ず[illegible]孔子[illegible]治[illegible]樂なりきは和ずして孔子[illegible]
[illegible]紀問人心[illegible]人[illegible]貧[illegible]

[illegible]

一人助くと云ふ説は必ずしも賢なりとも造化は助くなり　云德云造

化を生ずるを賢なりとし天地の氣質を得たるを知と云

才知を以て生ずるはあり賢なりとも必ずしも乃ち志ありても造化を助る

事あるを天地を生成して創業するを聖人の事とす聖人の德は

の事の大業をのべて凶年を救ふ人月の任じ先聖人若しの德なりとも

乃ち國を治め天下の知を用て治民は大なる事なり我人も中の

王のる事石水を積て萬仞の千貫間家中の三百千貫民間の

三千貫月町二千貫合て三百二三千貫間の限のすくなを尽

凡て天下を合て治るも治ざるなり先生すんで世に

天下の生民のなり国家あるの人なり上位なるの人なり

ぬるも有べし　乃ち飢る人へ米を与へ合人も有べきなるもなり

行なるべきなり乃ち一年の君命十年の政令は貴極上下とも

大切なり先聖なりとそのと紀三高て造化を生ずるを大功業な

るべし豊年にて九十月その間を助るあると十二月三ヘてはまく者別

生ずるなり　問ふ治ある　合限を有まるまり　云德世

の情限のるの十分一も天下の合はあるまり　ちるまるも扶益の勝也氏

貴賤若し富ずして後禮樂行なる為

集義外書卷十五終